

## 奈良県医療的ケア児の通学支援事業における事業委託仕様書

奈良県教育委員会（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）が、児童生徒（以下「丙」という。）に対する奈良県医療的ケア児の通学支援事業の契約を締結するにあたり、仕様については以下のとおりとする。

### 1 目的等

本事業の仕様は、奈良県医療的ケア児の通学支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この仕様に定めるところによるものとする。

### 2 業務内容

#### (1) 一般管理について

本事業に係る「一般管理」に係る業務は、次のアからエまでのものをいう。これらに係る経費は、2(2)「通学支援（緊急対応等を含む。）について」に含まれるものとする。

ア 乙は、本事業を開始するに際して、甲若しくは乙が本事業の円滑な実施のために必要と認めるときは、協議に応じるものとする。

イ 乙は、丙、丙の保護者等と、丙の本事業の円滑な利用等に係る日常的な連絡調整等を行うこととする。

ウ 乙は、医療的ケア児の通学支援事業実績報告書兼請求書（訪問看護等事業者用）（様式第4号）を毎月末の日に取りまとめ、甲に翌月の10日までに報告しなければならない。

エ 乙は、本事業に係る甲への報告、請求、その他必要な業務を行うものとする。

#### (2) 通学支援（緊急対応等を含む。）について

本事業に係る「通学支援（緊急対応等を含む。）」に係る業務は、次のアからカまでのものをいう。これらに係る経費は、甲が乙に対して契約書の委託料の欄に示す1回あたりの単価（以下「単価」という。）を契約書の規定等に基づいて、支払うものとする。また、カのうち緊急搬送等された救急病院等から丙の自宅等に帰還するまでのものに係る交通費については、別途甲及び乙において協議の上、奈良県旅費条例に基づき支払うものとする。

ア 乙は、利用開始までに丙及び丙の保護者等同乗のもと、車両内での丙の状態や車両の揺れの程度等の確認、停車可能場所の確認等、安全に実施するための安全確認を行う。

イ 乙は、丙の通学中の医療的ケアを行うため、丙の自宅又は当該学校その他これらと同等なものとして甲が指定する場所（以下「自宅等」という。）における車両の乗降場所等に、当該通学に十分に間に合う時間に訪問することとする。

ウ 乙は、丙とともに丙の通学に係る福祉タクシー等事業者の車両に同乗し、丙の通学中の医療的ケア、健康観察及び安全確保その他所要の措置を当該福祉タクシー等事業者の車内にて実施するものとする。乙は、当該医療的ケアを行うときは、当該車両を安全に停車できる場所に停車させるものとする（当該車両を停車できない状態で緊急的に丙の安全を確保した上で医療的ケアを行う必要があると乙が判断するときは、この限りでない）。

エ 乙は、ウの医療的ケアを実施した後は、丙の状態が安定していることを確認し、当該医療的ケアの内容等その他必要な事項を記録するものとする。

オ 乙は、ウの同乗の前後には、丙の健康状態（バイタルチェック、全身状態、医療機器の状態、車両乗車前の医療的ケアの実施状況など（下校時は学校による実施結果の引継ぎを受けるものとする。)) その他必要な事項の確認を行うほか、丙の保護者等又は当該学校との間で、情報共有を行う。この場合において、乙は、丙の健康状態等の確認の結果、安全に通学できないと判断するときは、その日の丙の通学ないし通学中の医療的ケアを中止するものとする（下校時に通学中の医療的ケアを中止するときは、乙は、丙の保護者等へ当該中止に係る連絡を行うものとする）。

カ 乙は、丙の容態にいつもと違う様子が現れたと判断される場合や医療的ケア実施中に緊急事態が発生した場合等には、丙の保護者等に連絡するとともに、所要の措置を行う。この場合において、乙は、丙の保護者等又はその他適切な者が、当該緊急時の措置を行っている場に到着するまでの間、当該場にいなければならない。

キ ウからカまでの定めは、アの安全確認にも適用する。

ク 丙の健康観察等の結果等により、イ及びウの実施を中止した場合の甲が乙に支払う「通学支援（緊急対応等を含む。）」の経費の金額は、次のとおりとする。なお、乙の事情により当該中止を決定するときは、この限りでない。

|   |   |
|---|---|
| (ア) 当該中止が通学中の医療的ケアを実施しようとする日（以下「当該日」という。）の前日午後5時から当該日までの間（土日祝祭日を除く。以下この表において同じ。）に決定したとき | 契約単価×当該中止決定の前日までの当該登校又は下校に要した時間の平均（以下「平均時間」という。）×100% |
| (イ) 当該中止が当該日の2日前の午後5時から当該日の前日の午後5時になるまでの間に決定したとき  | 契約単価×平均時間×80%   |
| (ウ) 当該中止が当該日の3日前の午後5時から当該日  | 契約単価×平均時間×50%   |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| の2日目の午後5時になるまでの間に決定したとき             |    |
| (エ) 当該中止が当該日の3日目の午後5時になるまでの間に決定したとき | 0% |

### 3 経費負担区分

|        |  |
|--------|--|
| 甲      | ・「2(2)通学支援（緊急対応等を含む。）について」に規定の甲が支払うものとする経費 |
| 乙      | ・看護師等の自宅から丙の自宅等までの移動に係る交通費                 |
| 丙の保護者等 | ・丙の医療的ケアに必要な物品等                            |

### 4 年間利用予定回数

○回

### 5 経費の支払い

- (1) 支払については、原則として、乙から提出された請求書を甲が受理した日から30日以内に支払うこととする。ただし、請求書に不備がある場合等甲の指定する期日までに適法な請求書が受理できなかったときは、当該適法な請求書の提出のあった日以降の支払いとなる。なお、3月に通学実績がある場合は、3月31日までに適法な請求をしなければならないものとする。
- (2) 契約後に丙の変更申請又は変更届があるときその他丙の医療的ケアや通学の状況により甲が必要と認めるとき（以下「後発的事情の変化があったとき」という。）は、甲乙協議の上で変更契約を行うものとし、当該変更契約は当該後発的事情の変化があったときに遡及して効力を発生させるものとする。

### 6 帳簿類の整理及び保存等

乙は、本事業の実施に必要な帳簿（丙の主治医の指示書、その他所要の書類、甲のほか、学校へ提出した書類の複写を含む。）について整理し、契約終了後5年間管理・保管すること。

### 7 感染症等対策

主治医から指示のあるものの他、丙に合わせた感染症対策に万全を期し、特に必要のあるときは、乙及び丙の保護者で協議を行い必要な対策を講じること。

### 8 業務上の留意事項

乙は、本事業に関する実施状況等について、甲からの報告等の指示があったときは、可及的速やかに、これに応じること。

9 その他

別紙公契約条例に関する遵守事項の内容を理解のうえ受注すること。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。